

農業生産工程管理推進事業交付金にかかる質疑応答

	事 項	回 答
1	交付額について	国が定める交付額の上限の範囲内で、県で補助額を調整します。
2	補助金の支払いについて	県から農業者等へ直接支払います。
3	設備改修資材の導入の取り組みの対象および対象外となる内容について	<p>現在ある設備等に対して、GAP認証を取得するために必要な改修や改良を行う場合に必要な資材費等は対象となります。</p> <p>（例えば、照明器具の飛散防止のための対策、出荷調製施設の搬入口への防鳥ネットの設置、農薬保管庫へのカギの取り付け、動線分離のための仕切り板の設置等で取得単価が 50 万円未満のものに限る。改修作業に必要な施工費用（外注費用や人件費等）は対象外。</p> <p>また、建築物や機械、備品を購入し単純に据え付けるようなものについては、対象外。</p> <p>（例えば、倉庫の建設、農薬保管庫やトイレの設置、消火器や救急箱の購入など）</p>
4	認証審査、研修指導の立ち会いについて	本事業では、認証審査、研修指導（事前コンサル）に県のGAP指導員が立ち会うこととされています。審査会社やコンサルタント会社に対して見積取得や契約を行う際に、公開や立ち会い等の条件を付けてください。
5	支援対象者の要件について	事業実施年度を含めた3年間、継続して認証を取得することを確約する方。
6	「審査の受審1日に要する旅費」「研修指導1日に要する旅費」の1日の考え方について	<p>1日分(1回分)の審査又は研修指導をいいます。</p> <p>例えば審査が2日以上に渡った場合であっても、審査の日数に関わらず</p> <p>「{「旅費(往復分)」+「宿泊費(1日分)」}×1/2」が支援額の上限となります。</p> <p>審査員が審査の前日に宿泊した場合、前泊が必要な蓋然性が高いと判断される場合には、支援対象となりえます。</p>
7	見積書について	研修指導（コンサル）や審査の見積書は、県が支援対象者として選定する前に1者以上から取得してください。（原則として、実施計画書を提出する際に添付

島根県農林水産部農産園芸課（平成 30 年 7 月 6 日現在）

		してください。)
8	審査料と宿泊費の請求について	審査料と宿泊費は分けて請求するよう審査会社に依頼してください。
9	審査の受審を断念した場合について	認証審査の取組を必須としており、それまでに要した費用(研修指導や環境整備費用)を支援することはできません。
10	認証取得に至らなかった場合について	審査に不合格で認証が取得できなかった場合であっても、返還等は求めません。